

熊本県監査委員公告第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成29年6月6日から平成29年8月21日までの間に実施した定期監査結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年10月5日

熊本県監査委員	豊田 祐一
同	竹中 潮
同	城下 広作
同	池田 和貴

1 監査対象機関

部局名	機関名
知事公室	秘書グループ、広報グループ、くまモングループ、危機管理防災課、知事公室付
総務部	人事課、財政課、県政情報文書課、総務事務センター、財産経営課、私学振興課、市町村課、消防保安課、防災消防航空センター、税務課
企画振興部	企画課、地域振興課、文化企画・世界遺産推進課、川辺川ダム総合対策課、交通政策課、情報企画課、統計調査課
健康福祉部	健康福祉政策課、健康危機管理課、高齢者支援課、認知症対策・地域ケア推進課、社会福祉課、子ども未来課、子ども家庭福祉課、障がい者支援課、医療政策課、国保・高齢者医療課、健康づくり推進課、薬務衛生課
環境生活部	環境政策課、水俣病保健課、水俣病審査課、環境立県推進課、環境保全課、自然保護課、循環社会推進課、くらしの安全推進課、消費生活課、男女参画・協働推進課、人権同和政策課
商工観光労働部	商工政策課、商工振興金融課、労働雇用創生課、産業支援課、エネルギー政策課、企業立地課、観光物産課、国際課、国際スポーツ大会推進課
農林水産部	農林水産政策課、団体支援課、流通アグリビジネス課、農業技術課、農産園芸課、畜産課、農地・担い手支援課、農村計画課、農地整備課、むらづくり課、技術管理課、森林整備課、林業振興課、森林保全課、水産振興課、漁港漁場整備課
土木部	監理課、用地対策課、土木技術管理課、道路整備課、道路保全課、都市計画課、下水環境課、河川課、港湾課、砂防課、建築課、営繕課、住宅課
出納局	会計課、管理調達課
各種委員（会）事務局	議会事務局（*）、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局 *議会事務局の政務活動費については、今回の監査結果には含まれていない。
教育委員会	教育政策課、学校人事課、社会教育課、文化課、施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、人権同和教育課、体育保健課
警察本部	総務課、警務課、監察課、会計課、教養課、厚生課、情報管理課、広報県民課、留置管理課、生活安全企画課、少年課、生活環境課、サイバー犯罪対策課、地域課、通信指令課、刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通企画課、交通指導課、交通規制課、運転免許課、運転免許試験課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警備第一課、警備第二課、外事課、機動隊、警察学校

2 監査対象期間 平成28年度

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行については、合規性、正確性をはじめ経済性・効率性及び有効性の観点にも留意して実施し、特に不適正経理再発防止策の実効性を検証した。また、行政に関する事務の執行については、経済性・効率性及び有効性の観点を主眼として、組織の目標管理、主な事務事業の効果、職員の意識改革取組状況等について実施した。

4 監査結果

財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行については、おおむね適正と認められた。なお、監査の際に確認された課題のうち、指摘事項及び意見事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項

監査対象機関		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
知事公室	危機管理 防災課	(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。
総務部	私学振興 課	(職員の交通法規違反について) 通勤中に司法処分相当の交通法規違反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。
	税務課	(自動車税の課税誤りについて) 自動車税において課税誤りがあり、過徴収分を還付・返還している。 チェック体制の強化を図り、課税誤りの再発防止に努めること。
環境生活 部	環境保全 課	(補助事業の執行手続について) 水道事業施設整備事業について次の課題がある。 (1)平成28年4月1日、当該事業費として計上していた額を144,320千円上回る内示を受けたにもかかわらず、増額補正の予算要求を行っていない。 (2)年度当初に県の補助金交付要項を策定する必要があったにもかかわらず、平成29年3月まで策定せず、県から市町村への交付決定が遅延している。 予算の確保及び補助金の交付に係る事務においては、事務手続に遅延や漏れが生じることのないよう、組織的なチェックを徹底するなど、再発防止策を講じること。
商工観光 労働部	国際課	(委託業務に係る検査について) 国際観光振興促進事業委託について、観光パンフレット作成業務の一部が完了していないにもかかわらず、検査員による検査などの履行確認が不十分なまま委託料の全額が支払われている。 契約書や仕様書等の関係書類に基づき、委託業務の内容について適正な検査を行うこと。

農林水産部	農地整備課	<p>(補助金の返還について)</p> <p>単県担い手育成農地集積促進事業の実施要領において、事業主体である市町村は、償還期間の変更（繰上）により償還利息相当額に変更が生じた場合、県に報告するとともに、償還期間変更による差額分を返還することとなっているが、繰上償還を行ったにもかかわらず、市町村から報告等がなされていないため、時効により返還金が受入れできなかった事例がある。</p> <p>補助対象者へ実施要領の内容を周知徹底するとともに、返還漏れがないよう適宜確認を行うこと。</p>
	森林保全課	<p>(一般競争入札における入札手続の誤りについて)</p> <p>治山工事の入札手続において、次の課題がある。</p> <p>(1)阿蘇管内災害関連緊急治山事業第 20 号工事他合併において、3 社が応札し、2 社応札分に評価値の算定誤りがあり、落札者変更のため、入札を取り消している。</p> <p>(2)阿蘇管内災害関連緊急治山事業（梅雨災）第 51 号工事他合併において、2 社が応札し、1 社応札分に評価値の算定誤りがあり、落札者変更となっているが、工事着手済みのため、契約を継続している。</p> <p>(3)阿蘇管内復旧治山事業火山地域（補正）第 5 号工事において、5 社が応札し、1 社応札分に評価値の算定誤りがあり、落札者に変更はないが、評価値順位に変更がある。</p> <p>(4)阿蘇管内復旧治山事業火山地域（補正）第 16 号工事において、4 社が応札し、落札者及び評価値順位の変更はないが、1 社応札分に評価値の算定誤りがある。</p> <p>農林水産部建設工事総合評価方式ガイドラインに基づき、入札手続を適切に行い組織的なチェックを徹底すること。</p>
土木部	住宅課	<p>(職員による決裁の偽造について)</p> <p>平成 27～28 年度にかけて、県営住宅入居決定等の事務処理において、自ら購入した上司名の私印を用いて、決裁を得たように偽造しているものが 24 件ある。</p> <p>熊本県庁処務規程に基づき、適正な事務処理を行うこと。</p>
教育委員会	教育政策課	<p>(時間外勤務手当の支給誤りについて)</p> <p>平成 26 年度の時間外勤務手当について、次の課題がある。</p> <p>(1)支給漏れがあり、平成 28 年度に追給処理している。</p> <p>(2)過払があり、平成 28 年度に返納させている。</p> <p>熊本県職員等の給料等の支給に関する規則に基づき、適正な事務処理を行い組織的なチェックを行うこと。</p>
警察本部	警備第一課	<p>(職員の交通事故について)</p> <p>公用車による、毀損額が大きい物損事故が 1 件、過失割合が高い物損事故が 1 件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>

警察本部	運転免許課	<p>(委託料の支払遅延について)</p> <p>庁舎清掃業務委託に係る委託料の支払が遅れ、遅延利息(69,900円)を支払っている。</p> <p>支払手続においては、組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。</p>
------	-------	--

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

(2) 意見事項

監査対象機関		監 査 の 結 果
部局名	機関名	
総務部	県政情報文書課	<p>(個人情報保護の徹底について)</p> <p>最近メールの誤送信をはじめとする個人情報の漏えいが相次いで明らかになっており、県の個人情報保護に対する県民の信頼が揺らぎかねない状況になっている。</p> <p>個人情報の保護について、県では熊本県個人情報保護条例に基づき必要な施策を講じなければならないとされている。</p> <p>個人情報保護の重要性を改めて職員に認識させるとともに、個人情報漏えいの防止に向けた組織的な対策が確実に講じられるよう取り組まれない。</p>
企画振興部	情報企画課	
農林水産部	農林水産政策課	<p>(適正な経理処理について)</p> <p>昨年度の監査結果に対する意見において、熊本地震からの復旧・復興に向けた事業増の中で適正な事務処理が行われるよう改めて職員の意識の徹底を求めたところ。</p> <p>しかしながら、本年度実施した監査においても、経理及び委託契約事務並びに工事契約事務において基本的な事務処理ができていない事例が依然として見受けられている。また、急増する工事契約に対応するため入札手続の見直し等の改善措置が取られているが、その内容等が関係者に十分理解されていないため、入札取消等の事例も発生している。</p> <p>熊本地震からの復旧・復興に向けた事業執行が続く中、引き続き研修等を通じ、適正な経理・契約事務手続の周知徹底を図るとともに、組織的なチェック体制の強化やシステムの改善等の環境整備についても検討されたい。</p>
土木部	監理課	
出納局	会計課	
総務部	人事課	<p>(人員管理及び業務見直しについて)</p> <p>本県では、行財政改革大綱策定以来組織の再編・統合や職員数の削減が進められ、また、業務の改廃や外部委託等の取組も行われてきた。そのような中で、昨年熊本地震発生後、復旧・復興に向けた業務量の増加等に対応するため、平成29年2月に定員管理の基本方針が策定され、効率的な組織運営に努められている。</p> <p>しかし、依然として負担が大きい所属もあり、マンパワーの確保や業務に応じた職員の適正配置に努めるとともに、業務の継続的見直しや民間委託の活用等についても一層推進されたい。</p>

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。